

愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会公告第2号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局規程（平成26年9月22日決定）第21条の規定により、例によることとされる新居浜市契約規則（昭和39年規則第32条）第3条及び4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月17日

愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会会長 石川 勝行

1 一般競争入札参加者の資格について

(1) 入札に付する事項

- ア 件名 愛顔つなぐえひめ国体新居浜市大会報告書作成業務委託
- イ 履行場所 新居浜市内各競技会場及び練習会場、国体に関するイベント会場、市実行委員会
が指定した場所等
- ウ 概要 「第72回国民体育大会（愛顔つなぐえひめ国体）」の新居浜市開催状況を記録・
保存し、永く広く後世に伝えるため作成する。
- エ 履行期間 契約の日から平成30年2月28日まで
- オ 予定価格 公表しない

(2) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に平成29・30年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。
- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
- (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (ウ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。
- (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認

められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 入札時に、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年要綱第3号）の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（第1号様式）、履行実績調書（様式2）及び参加資格確認資料を提出し、愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会会長から入札参加資格確認通知書を受けなければならない。

イ 入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び参加資格確認資料は、持参又は郵送により提出しなければならない。

ウ 入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び参加資格確認資料の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 平成29年4月18日（火）から平成29年4月24日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。以下同様とする。）とする。

(イ) 提出場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局（新居浜市企画部国体推進室）

エ 入札参加資格の確認結果は、平成29年4月27日（木）までに郵送により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会会長に対し、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求められることができる。この場合においては、平成29年4月28日（金）までの執務時間中に当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目5番1号

愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局（新居浜市企画部国体推進室）

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成29年5月1日（月）までに書面により回答する。

2 一般競争入札について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

1の(3)エにより入札参加資格の確認通知を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 平成29年5月8日（月）14時00分

イ 場 所 新居浜市庁舎3階（入札室）

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書（写しも可）を持参すること。

(3) 入札に付する事項

愛^{えがお}顔つなぐえひめ国体新居浜市大会報告書作成業務委託

(4) 契約条項を示す日時及び場所

ア 契約書案、入札に関する留意事項、仕様書等（以下「契約条項等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間 この公告の日から平成29年5月2日（火）までの執務時間中

(イ) 閲覧場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

愛^{えがお}顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局（新居浜市企画部国体推進室）

イ 入札参加資格確認申請書、入札書（第3号様式）、委任状（第5号様式）等様式の入手方法は、愛^{えがお}顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会ホームページからのダウンロードとする。

<http://www.niihama-kokutai.jp/>

ウ 契約条項等についての質問は、書面持参、ファクシミリ又は電子メールにより行わなければならない。なお、当該書面の提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間 平成29年4月18日（火）から平成29年4月24日（月）までの執務時間中

(イ) 提出場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

愛^{えがお}顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局（新居浜市企画部国体推進室）

エ 契約条項等についての質問に対する回答は、平成29年4月27日（木）から平成29年5月1日（月）まで愛^{えがお}顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会ホームページに回答書を掲載して行うものとする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則第30条の規定に該当する者については、免除することがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 入札の参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始時に、委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(イ) 電報、電子メール、ファクシミリ又は郵送による入札は認めない。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約の相手方の決定

(ア) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(イ) 上記(ア)により契約の相手方が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2回を限度として見積合わせを行う。見積合わせでは、見積書(第4号様式)を提出すること。

(ウ) 2回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不調とする。

ウ 入札の無効

(ア) 入札参加資格のない者及び参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者の入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。

(イ) 入札時点において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

3 お問い合わせ先

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

愛^え顔^がつなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局(新居浜市企画部国体推進室)

電話 (0897) 65-1520 FAX (0897) 65-1208

メールアドレス kokutai@city.niihama.ehime.jp